

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する 調査研究協力者会議 基礎資料

目次

I. 基本情報	P.3
II. 養成課程	P.16
III. 採用	P.23
IV. 研修	P.32

I. 基本情報

◇ 養護教諭について

1 養護教諭の配置について

- 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、原則、必置。
(学校教育法第37条第1項、第49条、第49条の8、第69条第1項、第82条)
※学校教育法附則第7条の規定により、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校は、当分の間、養護教諭を置かないことができる。
- 幼稚園及び高等学校においては、任意。(学校教育法第27条第2項、第60条第2項)

	本務養護教諭数	学校数(A)	本務養護教諭がいる学校数(B)	配置率(B/A) (%)
国立	155	144	144	100.0
公立	28,489	28,222	26,755	94.8
私立	653	1,042	607	58.3
計	29,297	29,408	27,506	93.5

(※1) 出典: 令和4年度学校基本調査
(※2) 幼稚園、高等学校及び特別支援学校を除く

2 養護教諭の職務について

〔任務〕

- 幼児児童生徒の養護をつかさどる。(学校教育法第37条第12項 外)

〔職務内容〕

- 児童生徒等の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、健康課題のある児童生徒等への指導に当たるとともに、健康な児童生徒等についても健康の保持増進に関する指導を行う。

〔職務の具体例〕

- ① 保健管理 …… 救急処置、健康診断、個人及び集団の健康課題の把握、疾病の予防と管理
学校環境衛生の管理 等
- ② 保健教育 …… 各教科等における指導への参画 等
- ③ 健康相談及び保健指導 …… 心身の健康課題への対応 等
- ④ 保健室経営 …… 保健室経営計画の作成・実施・評価・改善、保健室の設備・備品の管理 等
- ⑤ 保健組織活動 …… 学校保健委員会の企画・運営への参画と実施、地域社会との連携 等

◇ 栄養教諭について

1 栄養教諭の配置について

- 全ての学校種(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校)において、任意。
(学校教育法第27条第2項、第37条第2項、第49条、第49条の8、第69条第2項、第82条)

	完全給食を実施している学校数(A)(※1)	栄養教諭等配置数(B)(※2)	配置率(B/A)(%)
国立	87	66	75.9
公立	29,003	11,344	39.1
私立	166	35	21.1
計	29,256	11,445	39.1

(※1)出典:平成30年度学校給食実施状況調査
(※2)出典:令和4年度学校基本調査
(※3)「栄養教諭等配置数(B)」とは、栄養教諭及び栄養職員の配置数
(※4)幼稚園、高等学校及び特別支援学校を除く

2 栄養教諭の職務について

〔任務〕

- 幼児児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。(学校教育法第37条第13項 外)

〔職務内容〕

- 食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行う。

〔職務の具体例〕

- ①食に関する指導・・・給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導への参画、食に関する健康課題を有する児童生徒等に対する個別的な相談指導(肥満、偏食、食物アレルギー等)
- ②学校給食の管理・・・学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成)、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(管理、分析、確認、指導・助言)
- ③教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整

養護教諭等と栄養教諭等の教職員定数の算定

①養護教諭等

- 3学級以上の小学校及び中学校に各1人の養護教諭等の定数を算定。
- 児童の数が851人以上の小学校と生徒の数が801人以上の中学校に更に1人の養護教諭等の定数を算定。
- 医師の常駐する医療機関(病院又は診療所)のない市町村又は離島で、2学級以下の小学校又は中学校の存するものに1人の割合で、養護教諭等の定数を算定。
- 特別支援学校に各1人の養護教諭等の定数を算定。児童生徒数61人以上の特別支援学校に更に1人の養護教諭等の定数を算定。
- 児童生徒に対する心身の健康への対応を行うために加配定数を措置。

(参考)近年の養護教諭の加配定数改善推移

	H27予算	H28予算	H29予算	H30予算	R1予算	R2予算	R3予算	R4予算	R5予算案
総数	360	370	380	390	400	410	410	415	435
対前年度	+15	+10	+10	+10	+10	+10	±0	+5	+20

②栄養教諭、学校栄養職員

【単独実施校(学校給食を実施するための施設を置く学校)】

- 児童生徒数が550人以上の学校に1人、549人以下の学校については4校につき1人の割合で算定。
- 549人以下の単独実施校のみを1校から3校設置する市町村に1人の割合で算定。
- 学校給食を実施する特別支援学校に各1人の定数を算定。
- 児童生徒に対する食の指導への対応を行うために加配定数を措置。

【共同調理場(2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)】

- 共同調理場の対象となる小学校及び中学校の児童生徒数が1,500人以下の共同調理場には1人、1,501人から6,000人までの共同調理場には2人、6,001人以上の調理場には3人の割合で算定。

(参考)近年の栄養教諭等の加配定数改善推移

	H27予算	H28予算	H29予算	H30予算	R1予算	R2予算	R3予算	R4予算	R5予算案
総数	347	357	367	387	397	407	407	412	422
対前年度	+15	+10	+10	+20	+10	+10	±0	+5	+10

養護教諭数と配置状況<学校種別>

(令和4年5月1日現在)

区分	本務養護教諭数	学校数(A)	本務養護教諭がいる学校数(B)	配置率(B/A)(%)
小学校	国立	69	67	100.0
	公立	19,041	18,851	95.4
	私立	228	243	81.5
	計	19,338	19,161	95.2
中学校	国立	78	68	100.0
	公立	9,111	9,164	93.5
	私立	405	780	50.3
	計	9,594	10,012	90.2
義務教育学校	国立		5	100.0
	公立	284	172	100.0
	私立		1	100.0
	計	284	178	100.0

区分	本務養護教諭数	学校数(A)	本務養護教諭がいる学校数(B)	配置率(B/A)(%)
高等学校	国立	19	15	
	公立	4,592	3,489	
	私立	1,396	1,320	
	計	6,007	4,824	
中等教育学校	国立	8	4	4
	公立	53	35	34
	私立	20	18	16
	計	81	57	54
特別支援学校	国立	53	45	
	公立	1,806	1,111	
	私立	13	15	
	計	1,872	1,171	
全体(高・特除く)	国立	155	144	144
	公立	28,489	28,222	26,755
	私立	653	1,042	607
	計	29,297	29,408	27,506

(※) 出典：令和4年度学校基本調査

7

栄養教諭・学校栄養職員(栄養教諭等)数と配置状況<学校種別>

(令和4年5月1日現在)

区分	完全給食を実施している学校数(A)(※1)	栄養教諭等配置数(B)(※2)	配置率(B/A)(%)	
小学校	国立	69	61	88.4
	公立	19,194	7,769	40.5
	私立	87	26	29.9
	計	19,350	7,856	40.6
中学校	国立	15	1	6.7
	公立	8,702	2,549	29.3
	私立	74	9	12.2
	計	8,791	2,559	29.1
義務教育学校	国立	2	4	200.0
	公立	80	111	138.8
	私立	0	0	0.0
	計	82	115	140.2

区分	完全給食を実施している学校数(A)(※1)	栄養教諭等配置数(B)(※2)	配置率(B/A)(%)	
中等教育学校	国立	1	0	0.0
	公立	22	12	54.5
	私立	5	0	0.0
	計	28	12	42.9
特別支援学校	計(※3)	1,005	903	89.9
全体(高・特除く)	国立	87	66	75.9
	公立	29,003	11,344	39.1
	私立	166	35	21.1
	計	29,256	11,445	39.1

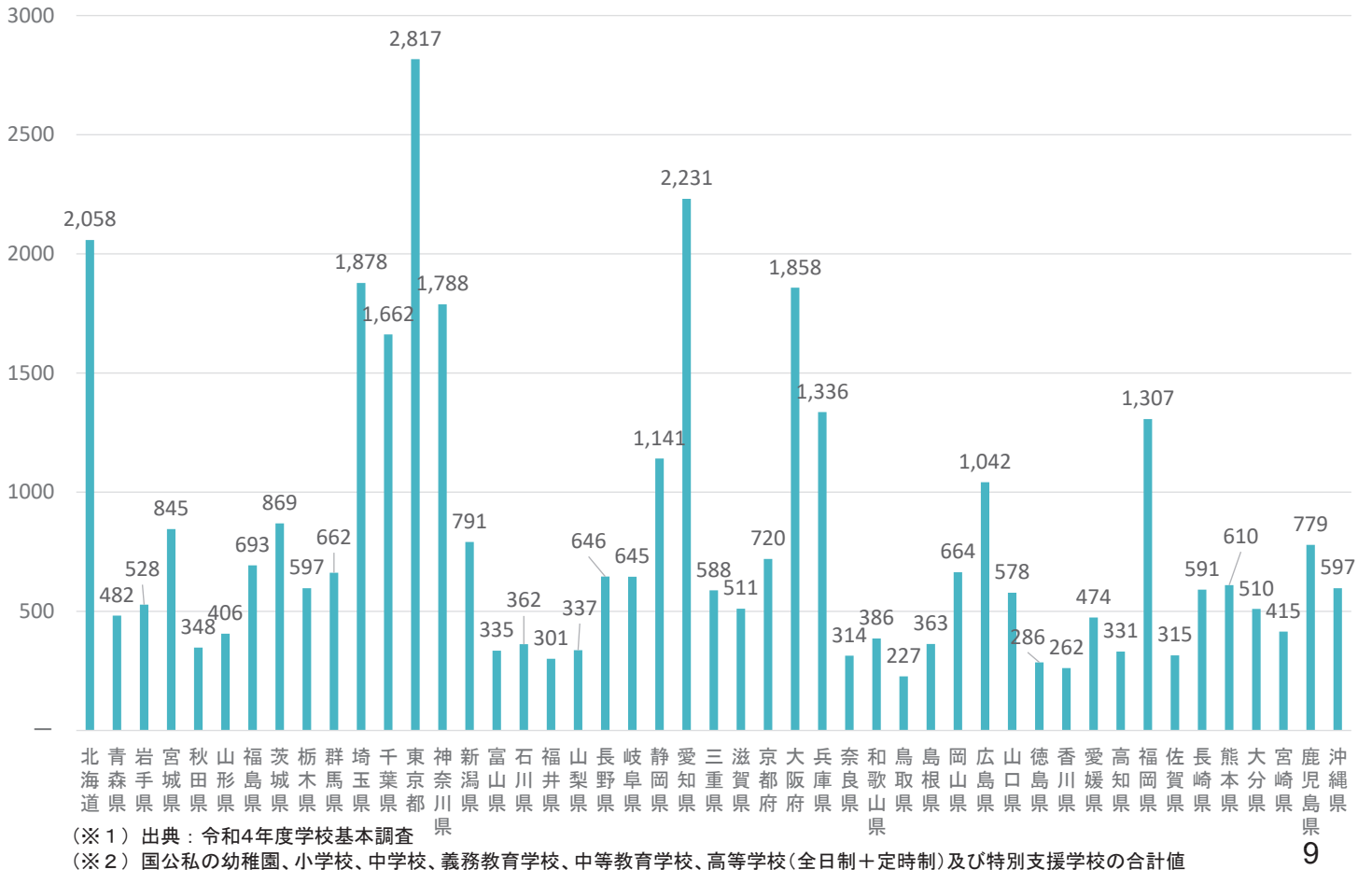
(※1) 出典：平成30年度学校給食実施状況調査

(※2) 出典：令和4年度学校基本調査

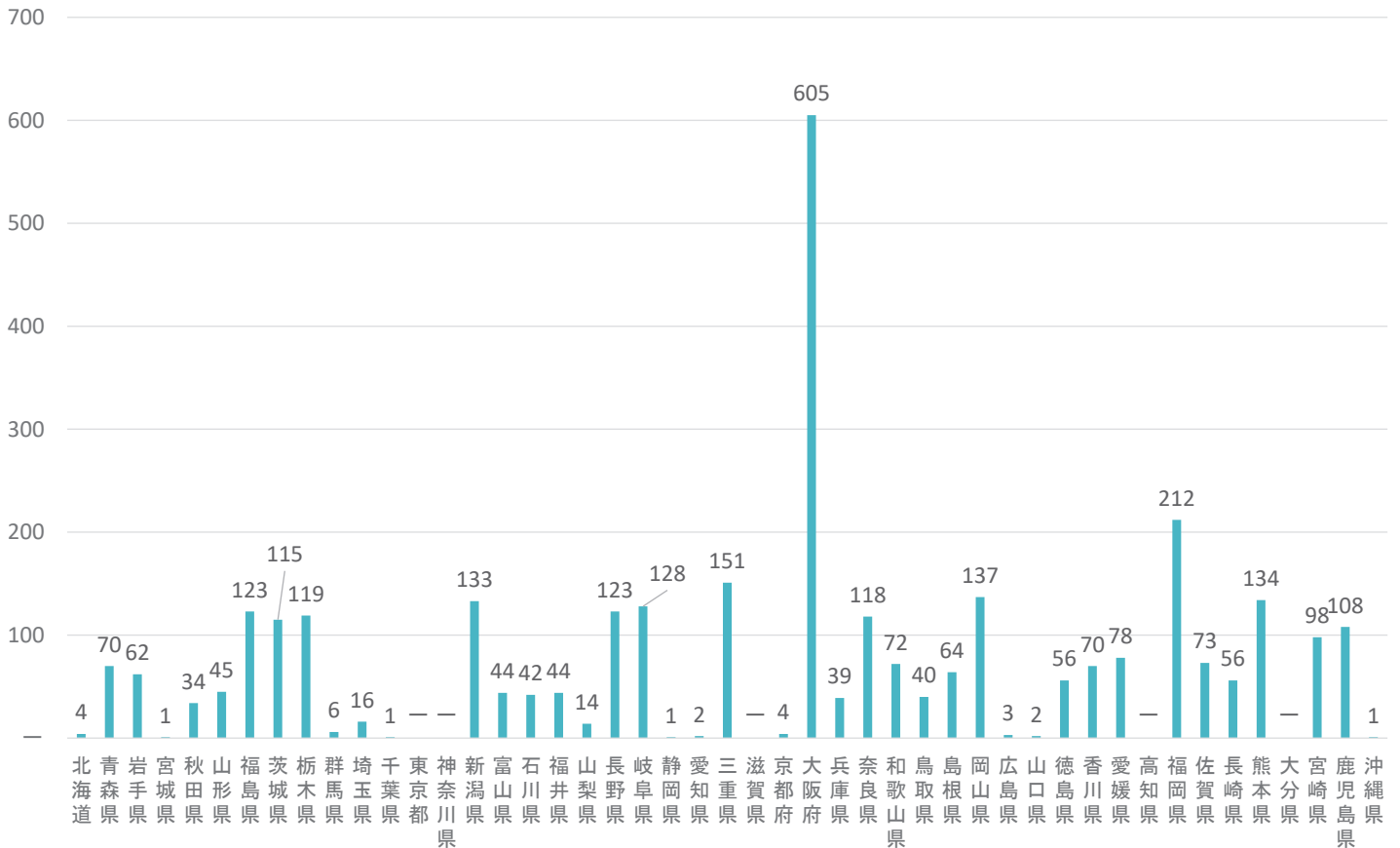
(※3) 特別支援学校の「完全給食を実施している学校数」は、「国公私」の区分別の数値がないため、合計値のみ記載。

8

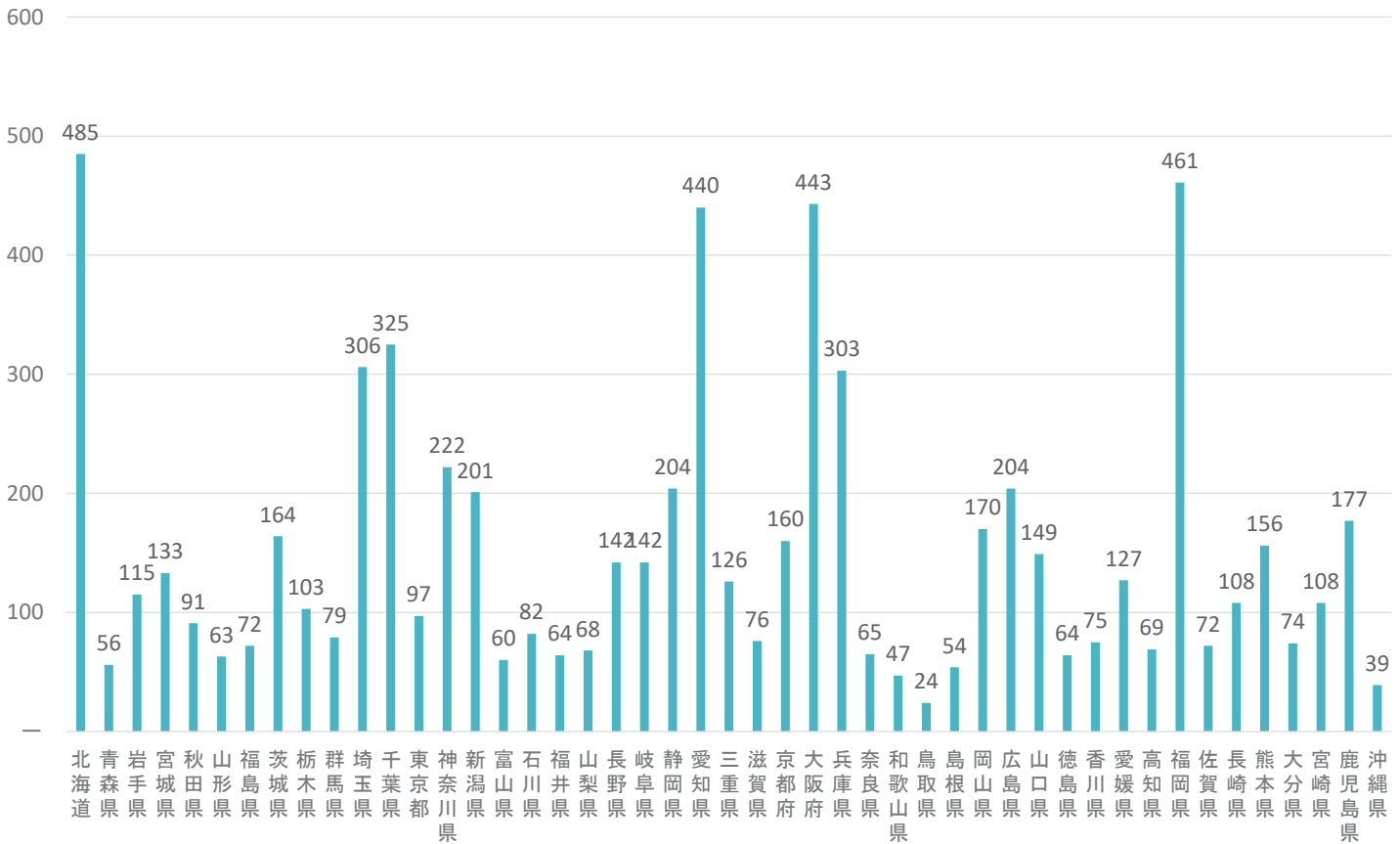
都道府県別教員数(養護教諭)



都道府県別教員数(養護助教諭)



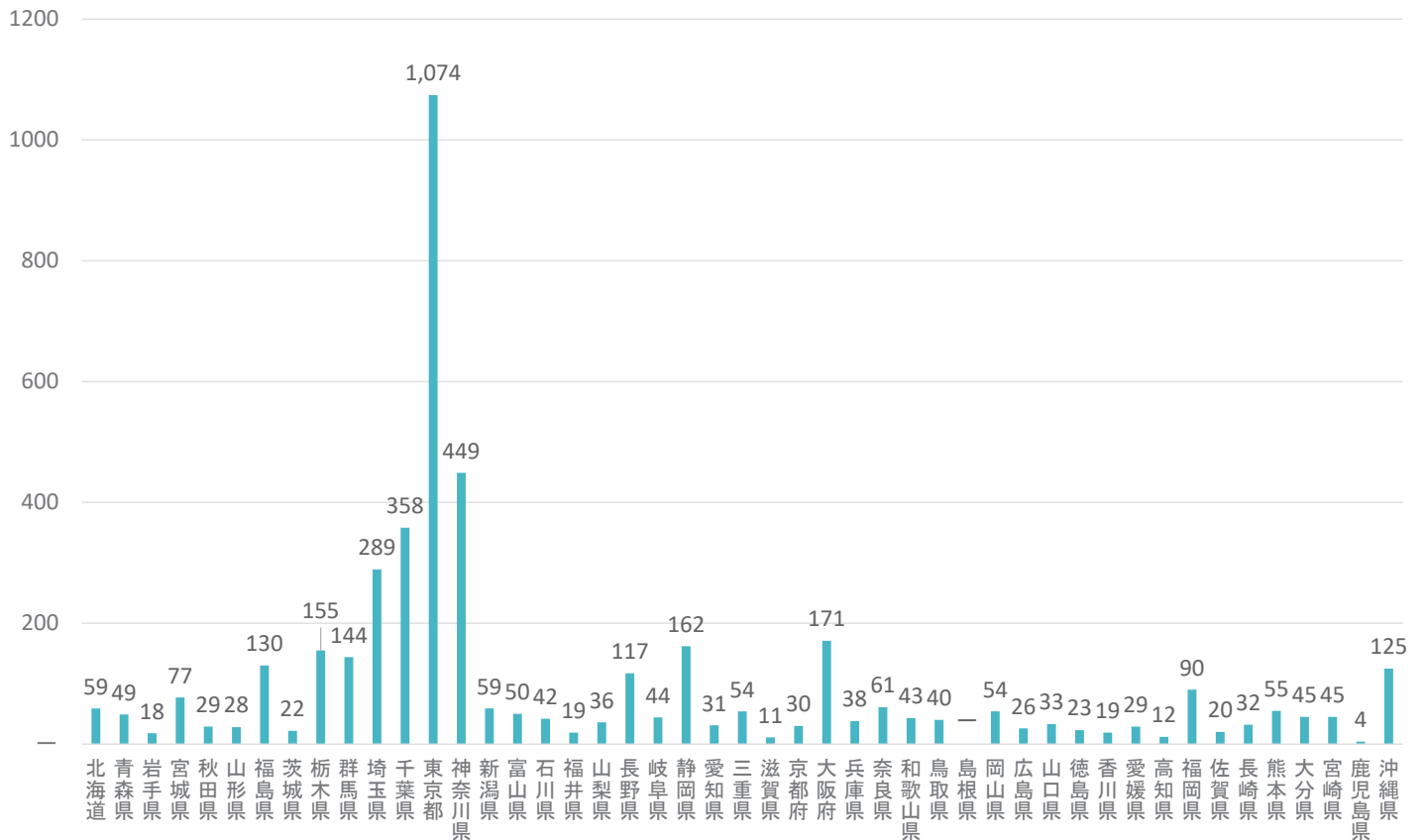
都道府県別教員数(栄養教諭)



(※1) 出典：令和4年度学校基本調査

(※2) 国公私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校(全日制+定時制)及び特別支援学校の合計値

公立義務教育諸学校における都道府県別職員数(学校栄養職員)



(※1) 出典：令和4年度学校基本調査

(※2) 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の合計値

公立義務教育諸学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置数における栄養教諭の割合
(令和4年5月1日現在)

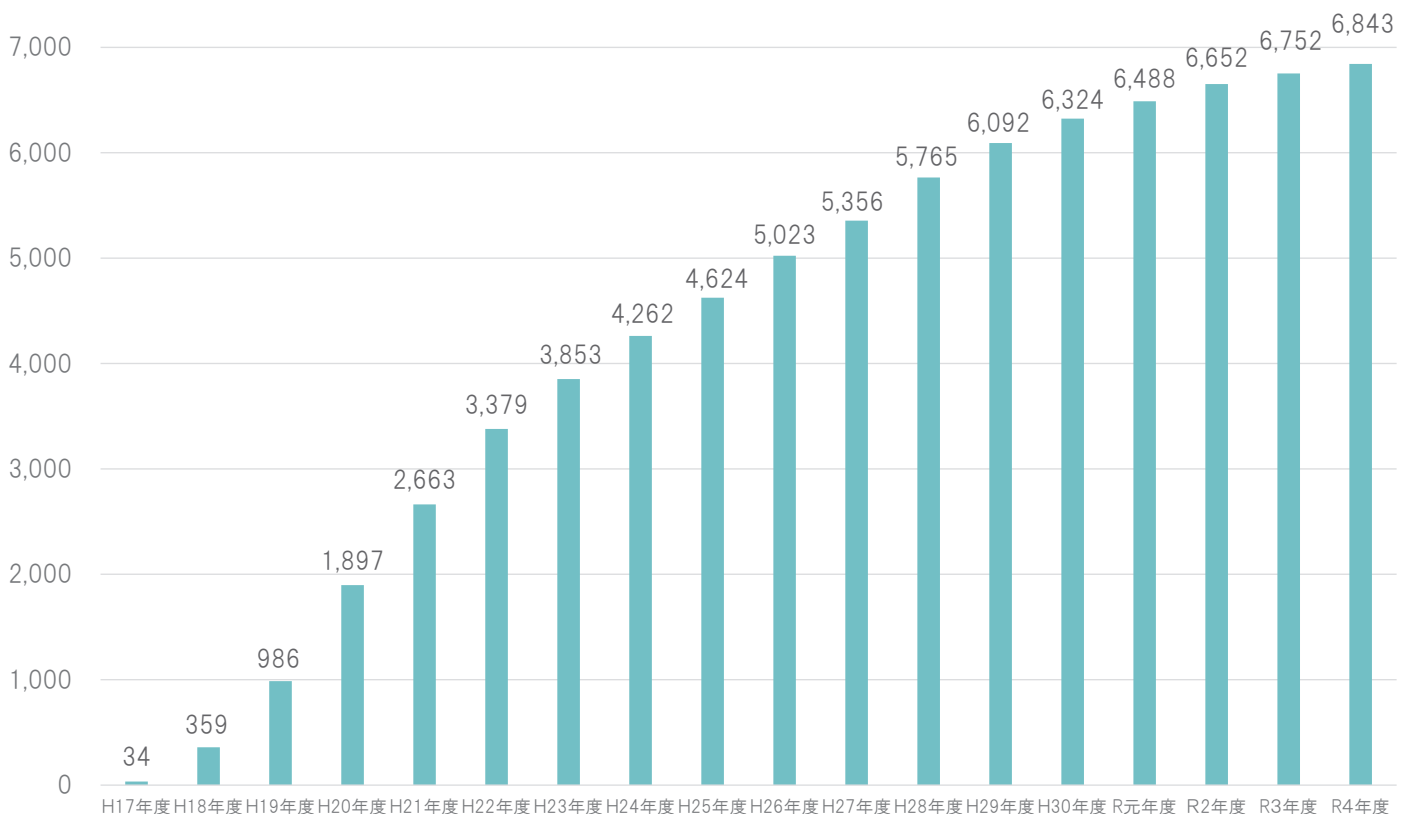
都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
北海道	473	59	88.9%
青森県	46	49	48.4%
岩手県	111	18	86.0%
宮城県	127	77	62.3%
秋田県	87	29	75.0%
山形県	62	28	68.9%
福島県	71	130	35.3%
茨城県	161	22	88.0%
栃木県	98	155	38.7%
群馬県	74	144	33.9%
埼玉県	298	289	50.8%
千葉県	322	358	47.4%
東京都	77	1074	6.7%
神奈川県	219	449	32.8%
新潟県	196	59	76.9%
富山県	59	50	54.1%
石川県	78	42	65.0%
福井県	62	19	76.5%
山梨県	62	36	63.3%
長野県	142	117	54.8%
岐阜県	137	44	75.7%
静岡県	198	162	55.0%
愛知県	435	31	93.3%
三重県	123	54	69.5%

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
滋賀県	76	11	87.4%
京都府	153	30	83.6%
大阪府	434	171	71.7%
兵庫県	296	38	88.6%
奈良県	63	61	50.8%
和歌山県	46	43	51.7%
鳥取県	23	40	36.5%
島根県	54	0	100.0%
岡山県	166	54	75.5%
広島県	199	26	88.4%
山口県	142	33	81.1%
徳島県	63	23	73.3%
香川県	75	19	79.8%
愛媛県	123	29	80.9%
高知県	69	12	85.2%
福岡県	447	90	83.2%
佐賀県	68	20	77.3%
長崎県	99	32	75.6%
熊本県	149	55	73.0%
大分県	70	45	60.9%
宮崎県	98	45	68.5%
鹿児島県	174	4	97.8%
沖縄県	38	125	23.3%
全国	6843	4501	60.3%

(※1) 出典：令和4年度学校基本調査

(※2) 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の合計値

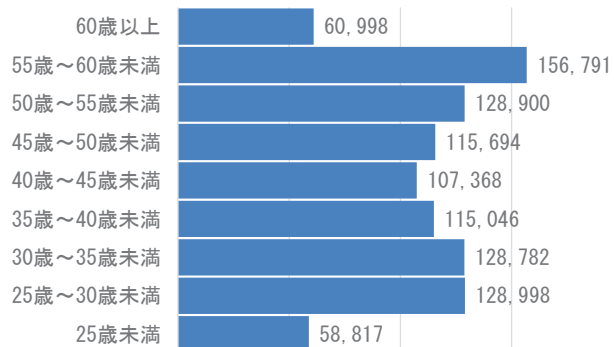
平成17～令和4年度栄養教諭配置数（公立義務教育諸学校）



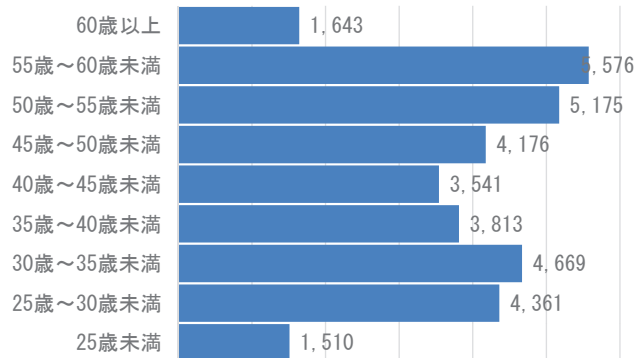
年齢別教員数

総計

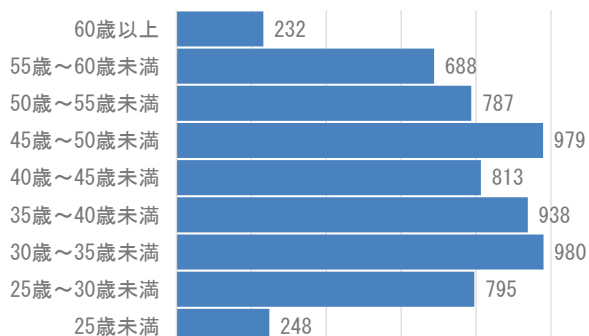
※本務教員の合計（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭）



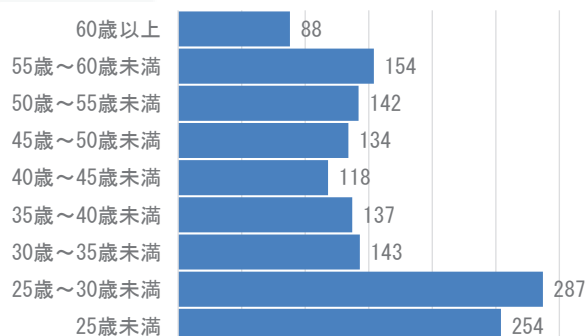
養護教諭



栄養教諭



養護助教諭



(※1) 出典：令和元年度学校教員統計調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の合計値

Ⅱ. 養成課程

養護教諭の免許状取得の方法について

免許状の種類		基礎資格	必要とする最低単位数
専修免許状		修士の学位を有すること	80単位
第1種免許状	イ 学士	学士の学位を有すること	56単位
	ロ 保健師	保健師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること	12単位
	ハ 看護師	看護師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること	22単位
第2種免許状	イ 短期大学士	短期大学士の学位を有すること、又は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること	42単位
	ロ 保健師	保健師免許を有すること	—
	ハ 保健婦 (旧保健婦規則)	旧保健婦規則により都道府県知事の保健婦免許を受けた者（国家試験を免除されて厚生労働大臣の免許を受けた者を含む）	—

17

栄養教諭の免許状取得の方法について

○免許状取得要件

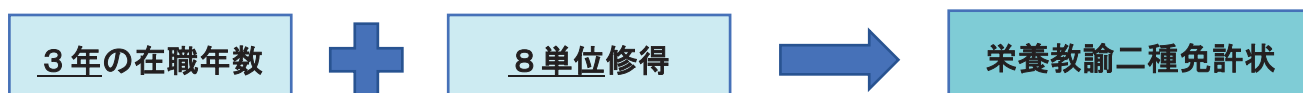
免許状の種類	基礎資格	必要とする最低単位数
専修免許状	修士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること	46単位
第1種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること	22単位
第2種免許状	短期大学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること	14単位

○学校栄養職員から栄養教諭への移行措置

- ・管理栄養士免許保有者又は管理栄養士養成課程修了＋栄養士免許保有者



- ・栄養士免許保有者



※他の教員免許状を有している場合は、上記の在職年数及び単位数をさらに軽減。

18

普通免許状の授与件数

(令和2年度)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	206	17,208	26,811	44,225
小学校	1,480	23,262	3,445	28,187
中学校	4,152	37,739	2,406	44,297
高等学校	5,064	47,565		52,629
特別支援学校	207	5,488	6,605	12,300
養護教諭	77	2,799	1,058	3,934
栄養教諭	10	988	473	1,471
特別支援学校自立教科等		25	2	27
合計	11,196	135,074	40,800	187,070

※ 高等学校教諭の普通免許状については、学士以上を要件としており、二種免許状は設けられていない。

(出典) 令和2年度教員免許状授与件数等調査

19

教職課程を有する大学等数

(令和3年4月1日現在)

区分	大学等数	教職課程を有する大学等数	免許状の種類別の教職課程を有する大学等数								
			幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭		
大学	国立	82	76	92.7%	50	52	71	76	21	3	52
	公立	95	65	68.4%	12	5	44	52	18	21	7
	私立	603	467(23)	75.6%	205(13)	191(13)	400(16)	419(18)	92(4)	116	108(5)
	計	780	608(23)	76.2%	267(13)	248(13)	515(16)	547(18)	131(4)	140	167(5)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	14	7	50.0%	4	0	3		0	1	0
	私立	303	216(8)	70.1%	202(7)	21	35(1)		9	42	2
	計	317	223(8)	68.6%	206(7)	21	38(1)		9	43	2
合計	1097	831(31)	74.0%	473(20)	269(13)	553(17)	547(18)	140(4)	183	166(5)	
大学院	国立	86	76	88.4%	49	53	70	76	31	9	49
	公立	86	37	43.0%	3	3	29	35	6	4	0
	私立	480	295(11)	62.0%	57(5)	71(5)	246(6)	269(9)	28	31	12(1)
	計	652	408(11)	63.2%	109(5)	127(5)	345(6)	380(9)	65	44	61(1)
専攻科	国立	13	13	100.0%	0	0	0	1	0	0	12
	公立	13	2	15.4%	0	1	0	0	0	0	1
	私立	46	17	37.0%	3	6	12	13	1	0	0
	計	72	32	44.4%	3	7	12	14	1	0	13
短期大学専攻科	国立	0	0	0.0%	0	0			0	0	0
	公立	2	1	50.0%	1	0			0	0	0
	私立	84	16	19.0%	10	2			5	0	0
	計	86	17	19.8%	11	2			5	0	0
(専門学校等) 養成機関	国立	7	7		0	0			6	0	1
	公立	1	1		0	0			1	0	0
	私立	28	28		26	1			1	2	0
	計	36	36		26	1			8	2	1

※1 括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。

※2 通信教育課程を有する大学においても、教職課程の科目のうち教育実習等の一部の科目は通学昼間スクーリングで実施される。

20

養護教諭普通免許状取得における養護及び教職に関する科目について

区分	左記区分に含めることが必要な事項	専修	第1種			第2種
			イ 学士	ロ 保健師	ハ 看護師	イ 短期大学士
第二欄 養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4	○	○	2
	学校保健	2	2	○	■	1
	養護概説	2	2	○	■	1
	健康相談活動の理論及び方法	2	2			2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2	○	○	2
	解剖学及び生理学	2	2			2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2			2
	精神保健	2	2			2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10			10	
第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	○	○	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			○	○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			○	○	
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）						
第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6			3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
	生徒指導の理論及び方法					
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
第五欄 教育実践に関する科目	養護実習	5	5	○	○	4
	教職実践演習	2	2			2
第六欄	大学が独自に設定する科目	31	7			4
		80	56	12	22	42

21

栄養教諭普通免許状取得における栄養及び教職に関する科目について

区分	左記区分に含めることが必要な事項	栄養教諭		
		専修免許状	一種免許状	二種免許状
第二欄 栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
	食生活に関する歴史的及び文化的事項			
	食に関する指導の方法に関する事項			
第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理解及び方法			
第五欄 教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2	2
	教職実践演習	2	2	2
第六欄	大学が独自に設定する科目	24		
		46	22	14

22

Ⅲ. 採用

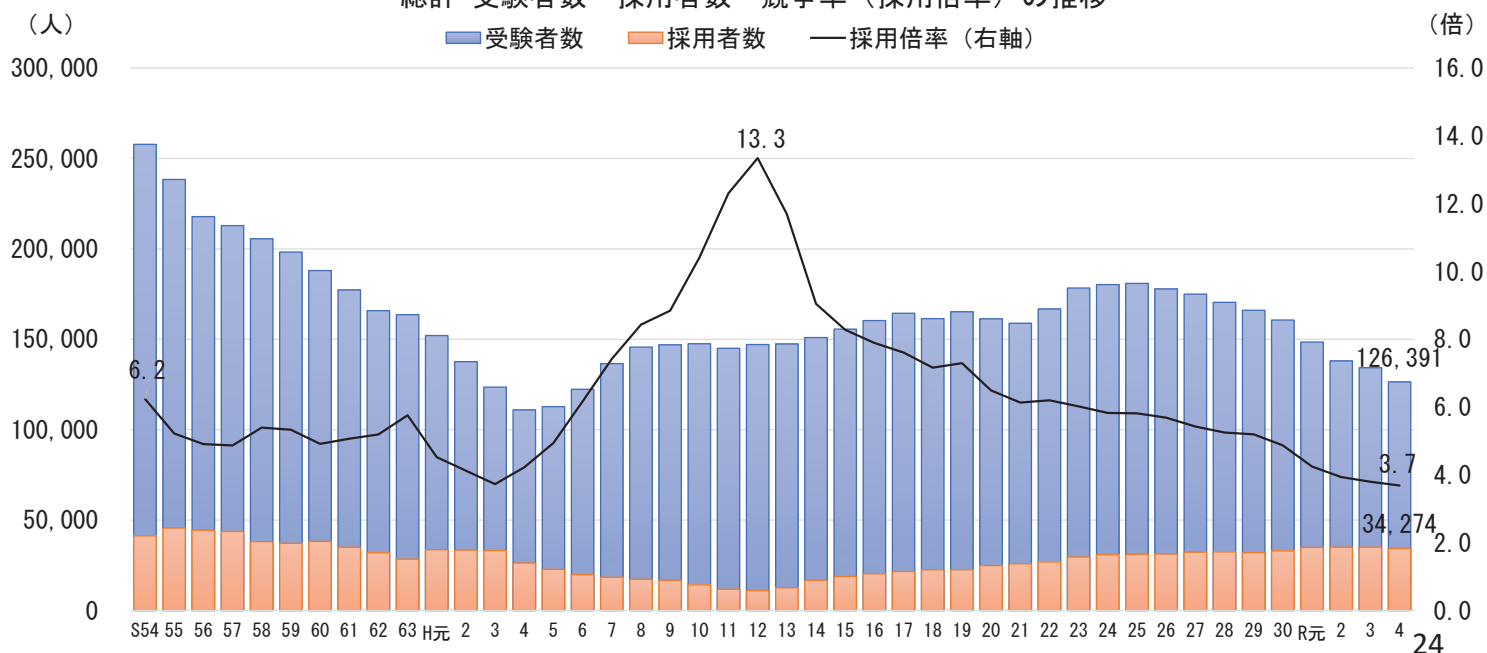
公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【総計】

○全体の競争率(採用倍率)は、3.7倍で、前年度の3.8倍から減少

- ・採用者総数は、34,274人で、前年度に比較して793人減少
- ・受験者総数は、126,391人で、前年度に比較して7,876人減少

(注)「全体」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



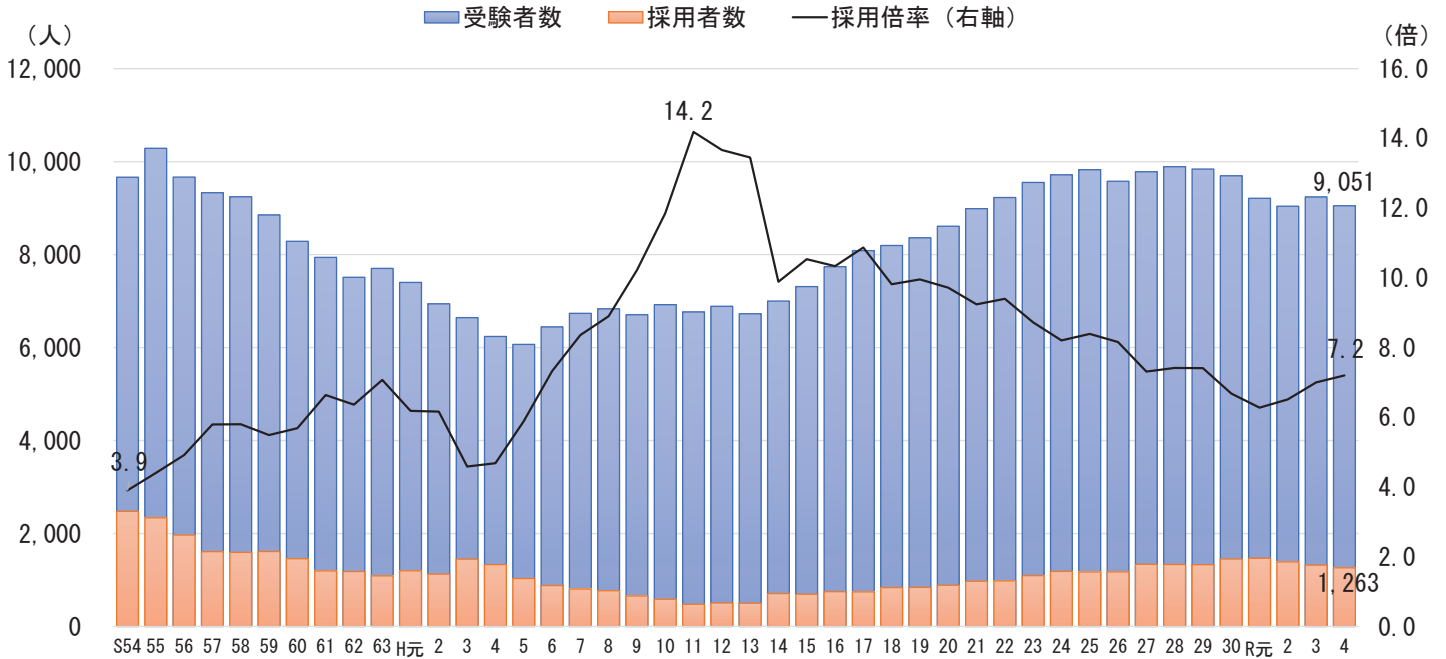
(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【養護教諭】

○養護教諭の競争率(採用倍率)は、7.2倍で、前年度の7.0倍から増加

- ・採用者数は、1,263人で、前年度に比較して56人減少
- ・受験者数は、9,051人で、前年度に比較して188人増加

養護教諭 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



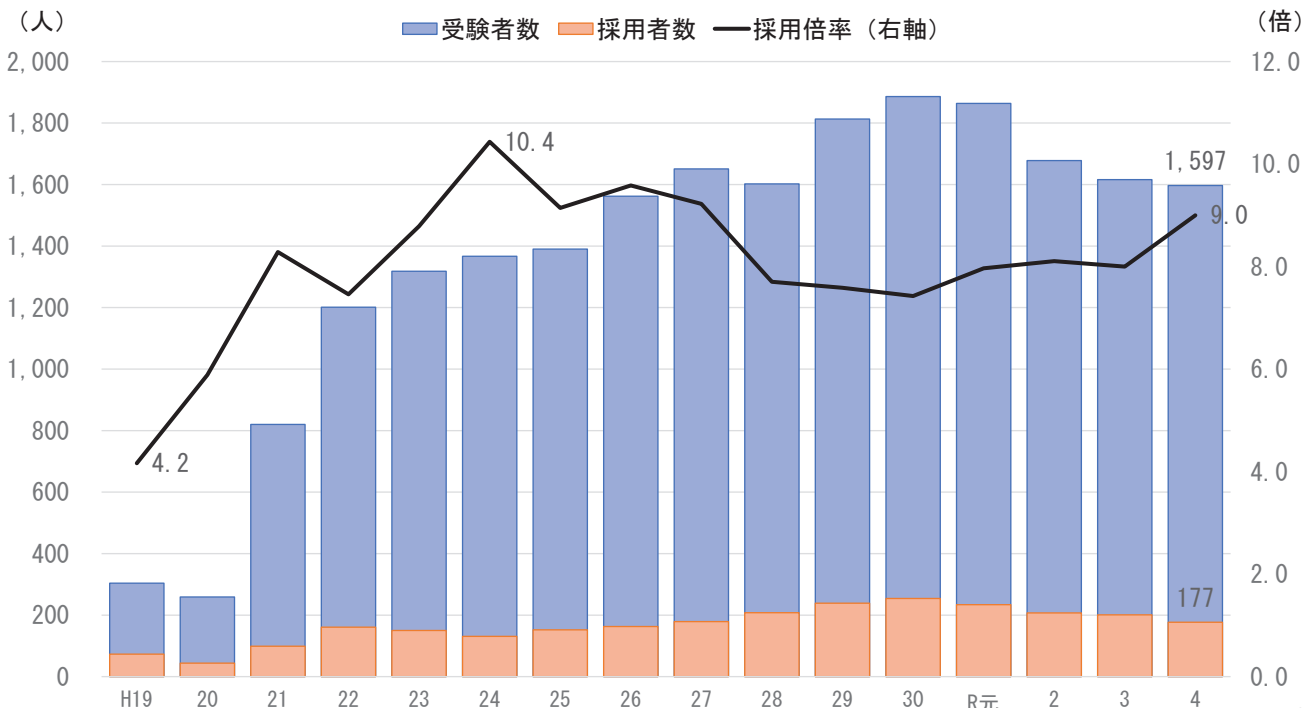
(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」 25

公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【栄養教諭】

○栄養教諭の競争率(採用倍率)は、9.0倍で、前年度の8.0倍から上昇

- ・採用者数は、177人で、前年度に比較して24人減少
- ・受験者数は、1,597人で、前年度に比較して19人減少

栄養教諭 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」 26

公立学校教員採用選考試験における受験者数の内訳

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	国立教員養成 大学・学部	人数	8,678 (9,426)	5,520 (5,946)	2,561 (2,880)	1,354 (1,612)	1,031 (1,068)	24 (3)	19,168 (20,935)
		比率	21.4% (21.7%)	13.0% (13.5%)	10.7% (11.0%)	15.9% (16.6%)	11.4% (11.6%)	1.5% (0.2%)	15.2% (15.6%)
	一般大学 ・学部	人数	28,649 (30,212)	32,802 (33,683)	17,676 (18,992)	6,266 (7,115)	6,136 (6,145)	1,236 (1,227)	92,765 (97,374)
		比率	70.5% (69.5%)	77.0% (76.4%)	73.7% (72.6%)	73.5% (73.4%)	67.8% (66.5%)	77.4% (75.9%)	73.4% (72.5%)
	短期大学等	人数	1,497 (1,882)	766 (823)	105 (94)	270 (349)	1,676 (1,821)	306 (363)	4,620 (5,332)
		比率	3.7% (4.3%)	1.8% (1.9%)	0.4% (0.4%)	3.2% (3.6%)	18.5% (19.7%)	19.2% (22.5%)	3.7% (4.0%)
	大学院	人数	1,812 (1,928)	3,499 (3,653)	3,649 (4,197)	639 (620)	208 (205)	31 (23)	9,838 (10,626)
		比率	4.5% (4.4%)	8.2% (8.3%)	15.2% (16.0%)	7.5% (6.4%)	2.3% (2.2%)	1.9% (1.4%)	7.8% (7.9%)
	計	人数	40,636 (43,448)	42,587 (44,105)	23,991 (26,163)	8,529 (9,696)	9,051 (9,239)	1,597 (1,616)	126,391 (134,267)

(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」 27

公立学校教員採用選考試験における採用者数の内訳

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
採用者	国立教員養成 大学・学部	人数	4,804 (5,128)	2,150 (2,326)	693 (621)	689 (740)	247 (261)	1 (1)	8,584 (9,077)
		比率	29.7% (31.2%)	23.5% (23.1%)	15.5% (15.7%)	22.5% (23.9%)	19.6% (19.8%)	0.6% (0.5%)	25.0% (25.9%)
	一般大学 ・学部	人数	10,146 (10,091)	6,056 (6,639)	2,988 (2,572)	2,069 (2,073)	840 (858)	153 (162)	22,252 (22,395)
		比率	62.8% (61.4%)	66.3% (66.1%)	66.7% (65.0%)	67.5% (66.8%)	66.5% (65.0%)	86.4% (80.6%)	64.9% (63.9%)
	短期大学等	人数	469 (482)	125 (153)	34 (22)	71 (82)	142 (171)	20 (35)	861 (945)
		比率	2.9% (2.9%)	1.4% (1.5%)	0.8% (0.6%)	2.3% (2.6%)	11.2% (13.0%)	11.3% (17.4%)	2.5% (2.7%)
	大学院	人数	733 (739)	809 (931)	764 (741)	234 (207)	34 (29)	3 (3)	2,577 (2,650)
		比率	4.5% (4.5%)	8.9% (9.3%)	17.1% (18.7%)	7.6% (6.7%)	2.7% (2.2%)	1.7% (1.5%)	7.5% (7.6%)
	計	人数	16,152 (16,440)	9,140 (10,049)	4,479 (3,956)	3,063 (3,102)	1,263 (1,319)	177 (201)	34,274 (35,067)

(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」 28

公立学校教員採用選考試験における採用率の内訳

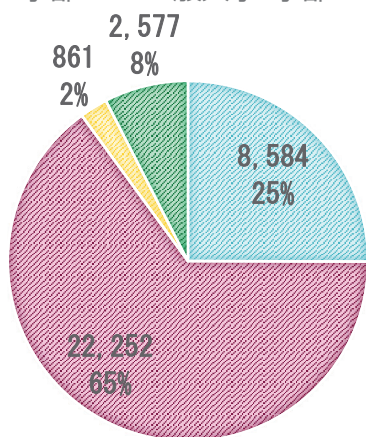
区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	栄養教諭	計
採用率 (%)	国立教員養成 大学・学部	55.4% (54.4%)	38.9% (39.1%)	27.1% (21.6%)	50.9% (45.9%)	24.0% (24.4%)	4.2% (33.3%)	44.8% (43.4%)
	一般大学	35.4% (33.4%)	18.5% (19.7%)	16.9% (13.5%)	33.0% (29.1%)	13.7% (14.0%)	12.4% (13.2%)	24.0% (23.0%)
	短期大学等	31.3% (25.6%)	16.3% (18.6%)	32.4% (23.4%)	26.3% (23.5%)	8.5% (9.4%)	6.5% (9.6%)	18.6% (17.7%)
	大学院	40.5% (38.3%)	23.1% (25.5%)	20.9% (17.7%)	36.6% (33.4%)	16.3% (14.1%)	9.7% (13.0%)	26.2% (24.9%)
	計	39.7% (37.8%)	21.5% (22.8%)	18.7% (15.1%)	35.9% (32.0%)	14.0% (14.3%)	11.1% (12.4%)	27.1% (26.1%)

(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」 29

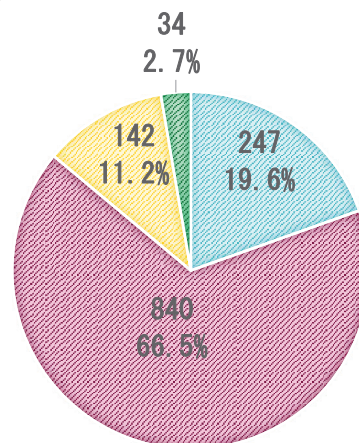
公立学校教員採用選考試験における採用者の学歴別内訳

■ 国立教員養成大学・学部 ■ 一般大学・学部 ■ 短期大学等 ■ 大学院

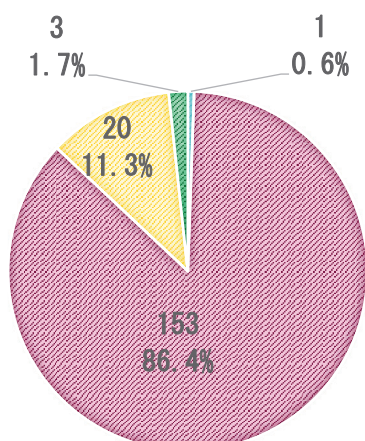
総計



養護教諭



栄養教諭



(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1) 「国立教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。

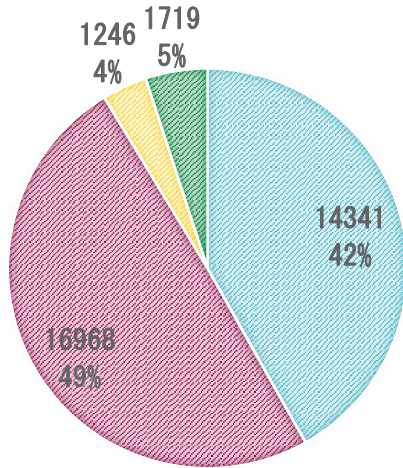
(注2) 「短期大学等」には、短期大学のほか、指定教員養成機関、高等専門学校、高等学校、専修学校等出身者を含む。

公立学校教員採用選考試験における採用者の採用前状況別内訳

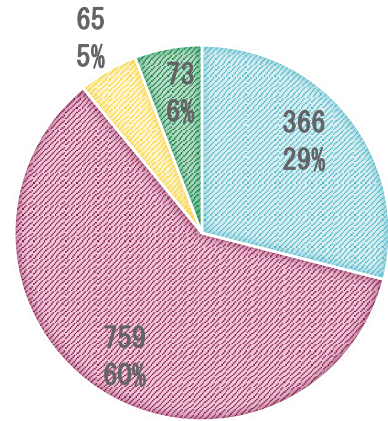
■ 新規学卒者 ■ 教職経験者 ■ 民間企業等勤務経験者 ■ その他既卒者

総計

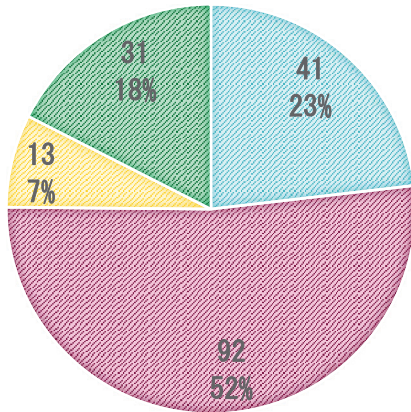
※小・中・高等学校の教員のほか、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭を含む。



養護教諭



栄養教諭



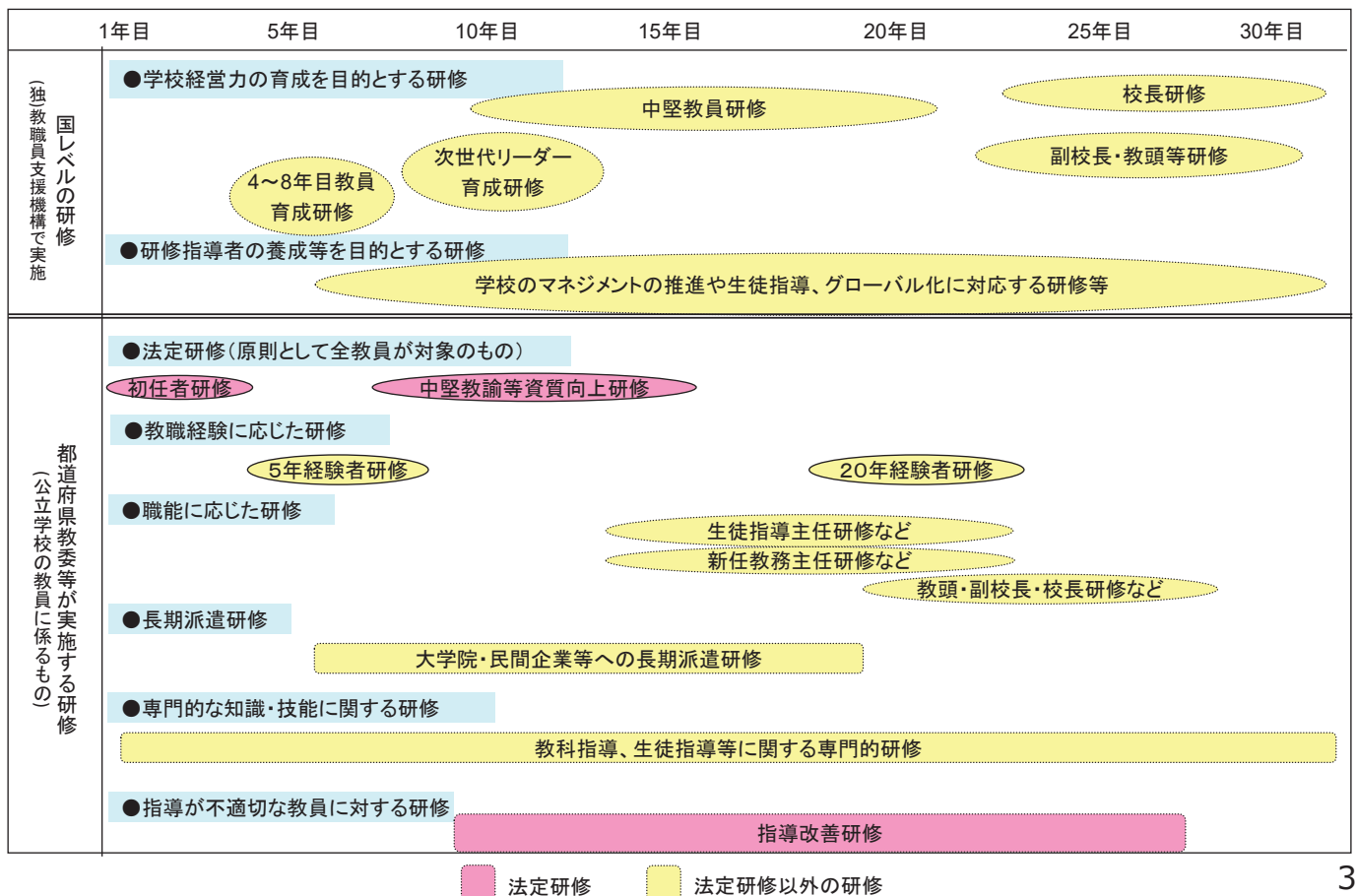
(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1)「教職経験者」とは公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。

(注2)「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。

IV. 研修

教員研修の実施体系



33

初任者研修の概要

1. 目的 : 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を修得させる
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない。
3. 実施者 : 任命権者 (都道府県・指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第23条 (昭和63年制度創設、平成元年度から実施)
5. 研修内容 : 実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した目安>

- | | |
|---|--|
| <p>I. 校内研修
 時間数：週10時間以上、年間300時間以上
 指導教員を中心とする指導及び助言</p> | <p>II. 校外研修
 日数：年間25日間以上
 ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
 ②企業・福祉施設等での体験研修
 ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
 ④宿泊研修</p> |
|---|--|

初任者研修の実施状況

○研修対象者数

小学校：15,847人 中学校：8,669人
 高等学校：4,141人 特別支援学校：3,005人 計31,662人

○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7.3時間	7.3時間	7.6時間	7.4時間

○初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
14.3日	14.3日	14.8日	14.3日

中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的 : 教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等 (指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定)
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない。
 ※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標
 ※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者 : 任命権者 (都道府県・指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
 ※幼稚園については、任命権者 (ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第24条 (平成29年度から実施)
5. 研修内容 : 任命権者が定める

＜十年経験者研修 (中堅教諭等資質向上研修の前身) について文部科学省が教育委員会に示した目安＞
 ※中堅教諭等資質向上研修においては、日数の目安を示していない

I. 長期休業期間等の研修	II. 授業期間の研修
日数: 20日間程度	日数: 20日間程度
※幼稚園については、10日程度	※幼稚園については、10日程度
場所: 教育センター等	場所: 主として学校内
講師: ベテラン教員、指導主事	指導助言: 校長、教頭、教務主任等
内容: 教科指導、生徒指導等に関する研修	内容: 授業研究、教材研究等

中堅教諭等資質向上研修の実施状況

○研修対象者数

小学校: 14,224人 中学校: 7,968人
 高等学校: 5,406人 特別支援学校: 2,964人
 幼稚園: 440人 幼保連携型認定こども園: 258人 計31,260人

○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育・男女共同参画、公務員倫理・サービス、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○研修の年間実施日数 (平均)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
20.4日	20.4日	19.4日	19.0日	12.0日	11.9日

出典: 文部科学省 中堅教諭等資質向上研修実施状況 (令和2年度) 調査結果
 ※調査対象: 119都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

35

令和3年度公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標策定に関するアンケート調査

調査の概要

実施主体: 独立行政法人教職員支援機構

調査対象: 67自治体 (47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会)

調査期間: 令和3年10月 (基準日: 令和3年10月1日)

調査方法: メールによる質問紙調査

回収率: 100%

職種	令和2年度までに作成	令和3年度に修正予定	令和3年度に作成予定
校長	65	17	0
副校長	44	14	0
教頭	56	12	0
主幹教諭	45	11	0
指導教諭	27	5	0
教諭	66	16	0
助教諭	13	4	0
養護教諭	62	15	0
養護助教諭	11	3	0
栄養教諭	60	15	0
(幼稚園) 園長	22	9	2
(幼稚園) 副園長	15	6	1
(幼稚園) 教諭	23	9	1
主幹保育教諭	7	3	1
指導保育教諭	5	2	0
保育教諭	11	5	1
助保育教諭	5	2	0
事務職員	8	1	2
寄宿舎教諭	3	0	0
実習教諭	5	0	0
実習助手	5	0	0
その他	14	5	0

36

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する 調査研究協力者会議 関連資料

教員養成に関する近年の政策動向について

- ✓平成28年の法改正及び平成29年の省令改正により、学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応するため、**特別支援教育の充実や、ICTを用いた指導法等の内容が新たに盛り込まれた**ところ。
- ✓教職課程を有する全ての大学等（1,283校）に設置される合計1万9,416課程に上記内容が盛り込まれたことを国において審査・認定し、**平成31年4月より新たな教職課程が始まった**。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（平成27年12月中央教育審議会答申）

教育職員免許法の改正 （平成28年11月）

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化

教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取り組みが実施可能となる

教科の専門的内容の例

・物理学 ・化学
・生物学 ・地学

教科の指導法の例

・学習指導要領における理科の目標と内容
・板書計画や指導案の作成 ・模擬授業

教育職員免許法施行規則の改正 （平成29年11月）

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実。

教職課程に新たに加える内容の例

【**単 位 化**】・特別支援教育 ・外国語教育
【**必修内容として明確化**】・ICTを用いた指導法 ・道德教育の理論 ・学校体験活動
・チーム学校への対応 ・総合的な学習の時間の指導法 ・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 ・学校安全への対応 ・学校と地域との連携 ・キャリア教育 等

教職課程コアカリキュラムの作成 （平成29年11月）

- 教科や学校種によって異なる教職課程のうち、共通性の高い「教職に関する科目」において、全大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
- 教職課程の認定を行う際に確認すべき事項として活用（平成30年の全大学の課程認定から活用）
- 教科のうち、英語については特に指導法、専門科目についても作成

教職課程コアカリキュラムの例（各教科の指導法の場合）

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

全大学の教職課程の審査・認定 （平成30年）

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教育課程の開始

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）
【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して「令和3年1月26日」のポイント
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、**子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割**を果たしている
- **多様な人材の確保**や教師の資質・能力の向上により**質の高い教職員集団**が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、**既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上**

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

- ・教師を支える環境整備
- ・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ 概要

◆教員免許更新制度導入後の社会的変化

1. 社会的変化の速度向上と非連続化を受けた学びの在り方の変化
2. 教師の研修環境の変化（体系的かつ効果的な研修体制の樹立、国公私・地域の別を問わないオンラインによる研修コンテンツの充実等）

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会
（令和3年11月15日）

◆「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿

- 学び続ける教師
- 教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢
- 個別最適な教師の学び、協働的な教師の学び
- 適切な目標設定・現状把握、積極的な「対話」
- 質の高い有意義な学習コンテンツ
- 学びの成果の可視化と組織的共有

2. 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて早急に講ずべき方策

- **公立学校教師に対する学びの契機と機会の確実な提供（履歴の記録管理、受講奨励）**
 - ・ 文部科学省においては、任命権者が、教師が教員研修計画に基づき受けた研修の履歴等を記録及び管理し、当該履歴を活用しながら、任命権者や服務監督権者・学校管理職等が、教師との対話を通じて、教師に計画的かつ効果的な資質の向上を図るための研修の受講を奨励することを義務付けるべきである。
 - ・ 任命権者が当該履歴を記録管理する過程で、期待する水準の研修を受けていると到底認められない教師には職務命令による研修の受講や、職務命令に従わない場合には適切な人事上又は指導上の措置を講じることが考えられ、こうしたことを国が定める指針の中で明らかにすべきである。
- **現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正**
 - ・ 教員育成指標や教員研修計画を策定する際に任命権者が参酌する国の指針において、時代の変化に応じて教師が身に付けるべき資質能力など基本的な視点を明らかにすべきである。
- **国公立学校の教師を通じて資質能力を向上する機会の充実**
- **教職に就いていない者のための学習コンテンツの開発**

3. 準備が整い次第講ずべき事項と具体的方向性

- **研修履歴を管理する仕組みの高度化**
 - ・ 研修受講履歴管理システムの導入
- **教職員支援機構の果たすべき役割**
 - ・ 全国的な研修・支援のハブ機能を有する教職員支援機構において、研修受講履歴管理システムの構築・運用に参画し、また、3つの仕組みを構築・運用し、これらを一体的に構築・運用
 - ・ 都道府県教育委員会等の任命権者等との共同（共同的な研修の作成・実施等）
 - ・ 基礎的な知識・技能を身に付けるための標準的な動画コンテンツの作成等
- **新しい姿の高度化を支える3つの仕組み**
 - ・ 学習コンテンツの質保証
 - ・ ワンストップ的に情報を集約し、適切に整理・提供するプラットフォーム
 - ・ 学びの成果を可視化するための証明の仕組み

◆「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制

- 教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大など、一定の成果は上がってきたものの、
- ・ 更新しなければ職務上の地位の喪失を招きかねず、自律的かつ主体的に学ぶ姿勢は発揮されにくい。
 - ・ 10年に1度の講習は、常に最新の知識技能を学び続けていくことと整合的でない。
 - ・ 個別最適な学びが求められる中で、共通に求められる内容を中心とする更新制とは方向性が異なっている。
 - ・ 「現場の経験」を重視した学びは更新制の客観的な要件として位置付けることが困難である。
 - ・ 免許状更新講習の受講は、本質的に個人的なものとならざるを得ず、組織的なものとする上で限界がある。

「新たな教師の学びの姿」を実現するための方策を講ずること、教員免許更新制が制度的に担保したものは総じて代替できる状況が生じることなどから、上記2. の早急に講ずべき方策と同時に、**教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門性の高度化を進めていく。**

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

概要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

① **任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成**しなければならない。

＜記録の範囲＞

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

② **指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行う**ものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構（NITS）や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

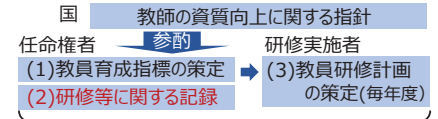
④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。

新たな研修制度イメージ



指導助言者は、(1)～(3)に基づき、
・校長及び教員からの**相談対応**、
・資質の向上の機会に関する**情報提供**
・資質の向上に関する**指導助言**を行う※3。

指導助言者の求めに応じ、資質の向上の機会に関する情報の提供等

教職員支援機構、大学等

2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

① **普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除**する。

②施行の際現に効力を有し、**改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする**等の経過措置を設ける。

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

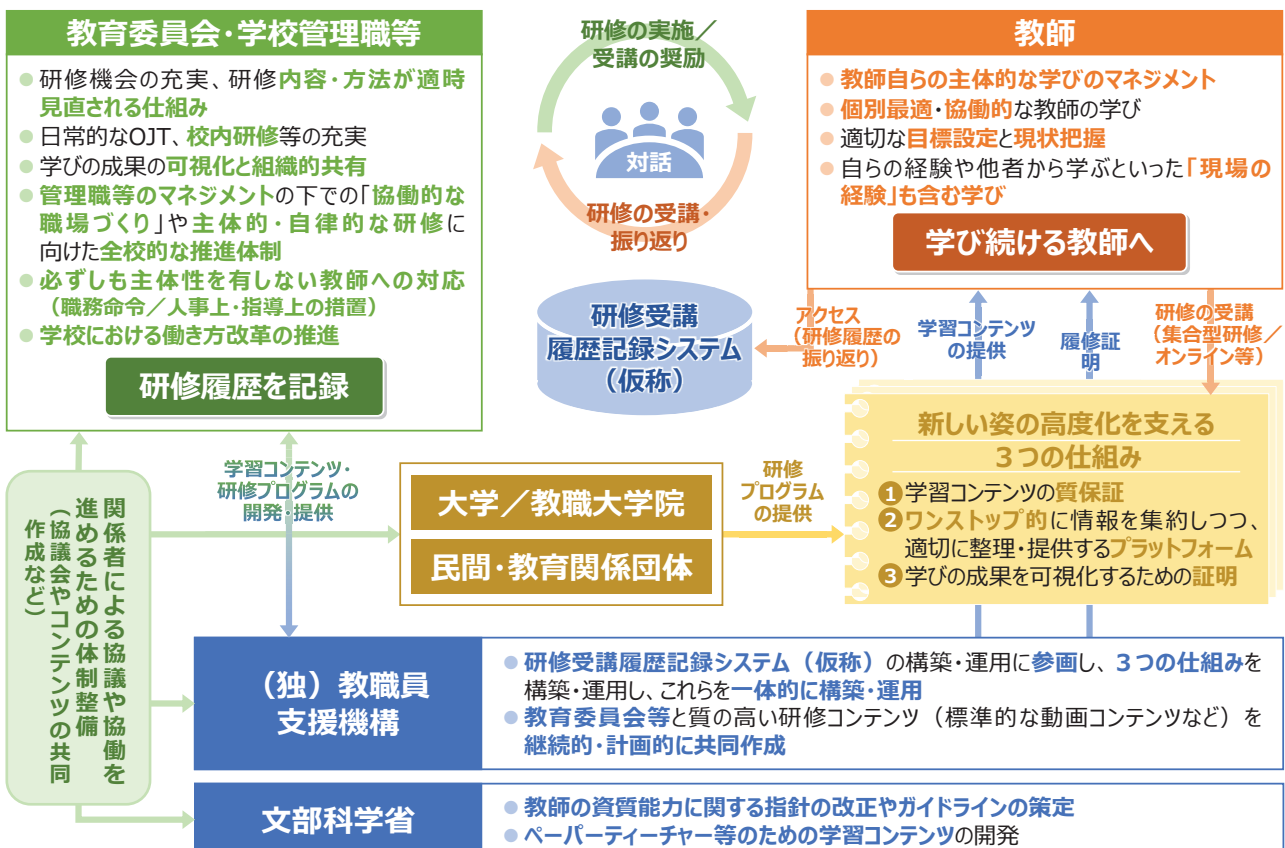
①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

②主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上に弾力化する。

施行期日

令和4年7月1日（1.の規定は令和5年4月1日）

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿のイメージ



中央教育審議会答申 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
 ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～のポイント



子供たちと社会の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の長時間勤務 ・ Society5.0/高校「情報I」開始 ・ 子供たちの多様化 ・ 臨任等の「教師不足」 	これまでの主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新学習指導要領の実施 ・ GIGAスクール ・ 教職員定数の改善 ・ 学校の働き方改革等
------------	--	-----------	---

教師の養成・採用・研修の制度及び現状	養成	<p>教員養成学部・学科のほか中・高・特支等は他学科でも教職課程が開設可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、教員就職率は66.9% ○ 小学校の教職課程を有する私立大学は10年で3割増 <p>公立は、任命権者たる教育委員会が採用(小中は都道府県・政令市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採用倍率低下(大量退職・特別支援学級の急増を反映した採用増、既卒受験者減少) ○ ただし、小学校の新卒受験者数は微増。中学・高校は減少。 ○ 年齢構成は地域・学校種で大きな違い。(例:小学校では、関東・近畿は若年層が多く、東北・九州などは50代が多い。) 	免許	<p>原則、都道府県教育委員会が授与</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 普通免許状は、中高で減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加 ○ 特別免許状(※)は増加。ただし、令和2年度1年間で237件。英語等に集中 <p>※教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熟意と識見を有する者に授与。昭和63年創設。</p>																		
	採用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>平成22年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小</td> <td>受験者総数(うち新卒)</td> <td>55,600人(17,001人)</td> <td>40,636人(17,484人)</td> </tr> <tr> <td>倍率</td> <td>4.4倍</td> <td>2.5倍</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中・高</td> <td>受験者総数(うち新卒)</td> <td>94,003人(28,209人)</td> <td>66,578人(22,157人)</td> </tr> <tr> <td>中学倍率</td> <td>7.7倍</td> <td>4.7倍</td> </tr> <tr> <td>高校倍率</td> <td>7.3倍</td> <td>5.4倍</td> </tr> </tbody> </table>		校種	平成22年度	令和4年度	小	受験者総数(うち新卒)	55,600人(17,001人)	40,636人(17,484人)	倍率	4.4倍	2.5倍	中・高	受験者総数(うち新卒)	94,003人(28,209人)	66,578人(22,157人)	中学倍率	7.7倍	4.7倍	高校倍率	7.3倍
校種	平成22年度	令和4年度																				
小	受験者総数(うち新卒)	55,600人(17,001人)	40,636人(17,484人)																			
	倍率	4.4倍	2.5倍																			
中・高	受験者総数(うち新卒)	94,003人(28,209人)	66,578人(22,157人)																			
	中学倍率	7.7倍	4.7倍																			
	高校倍率	7.3倍	5.4倍																			

免許状種別	校種	平成22年度		令和2年度
普通免許状	小学校	27,470件	➡	28,187件
	中学校	53,274件	➡	44,297件
	高校	68,838件	➡	52,629件
	特別支援学校	7,928件	➡	12,300件
特別免許状	全体	45件	➡	237件

